

はじめに

国立大学の独立行政法人化は、文部科学省等の動きをみていると、もはや避けられない方向に進んでいるようにみえる。各大学は、それを前提にどのように対応すべきかについて、委員会等をつくって検討しているようである。東京大学では、「東京大学の設置形態に関する検討会」の延長として設置された、同大学総長の諮問機関である「国立大学制度研究会」が、国立大学の法人制度の具体的在り方について検討し、2000年10月3日に報告書「国立大学の法人化について」を同大学総長に提出している。報告書は、「法人格取得の目的」を「真の意味での自主性自律性を獲得すること」であるとしている。法人化の単位については、①一大学一法人、②全国立大学一法人、③数大学一法人、④一大学数法人が考えられるが、それぞれの特色の維持伸長の観点から、一大学一法人が望ましいという。その法律は、法人ごとの個別法ではなく、全国立大学の法人化を対象とした「国立大学基本法」(仮称)または「国立大学法人法」(仮称)が望ましいとしている。独立行政法人通則法によれば、法人の中期目標は主務大臣が指示・公表し、各法人が中期計画を作成し、主務大臣が認可するが、報告書はこのようなシステムの大学法人への導入は避けるべきであるとしている。

一橋大学では、「独立行政法人化問題ワーキンググループ」が2000年12月6日第一次報告「国立大学の法人化と本学の対応について」を、構成員の議論の参考に供するために全学に示している。報告は、法人化の法律については、同年5月11日の自民党政務調査会の「提言」、および5月26日の国立大学長・大学共同利用機関長等会議での文部大臣説明を検討する形をとっている。中期目標の問題については、まず一橋大学の理念・目的と長期目標を明確にし、中期目標等はこれを実行するためのものとして位置づける必要があるとしている。

本学では、「組織改革検討委員会」が法人格取得と大学運営に関する構成員の意見を求めるために、2000年11月21日「検討の経緯」として「名古屋大学の法人格の取得と大学運営について(案)」を各部局に示している。そしてその趣旨実現のための具体的法律案「国立大学法人名古屋大学法(案)」も、同時に例示している。まだいずれも、学内の議論のためのものである。「検討の経緯」は、本学ではまず「名古屋大学学術憲章」を制定し、その精神に基づく「アカデミック・プラン」を作成しているが、これを生かした改革を進めるため、検討するとしている。通則法による法人化の下に大学が入るのではなく、大学が法人格を取得し、それを大学運営に生かすことを強調している点に特徴がある。そして一大学一法人として、しかも一大学法を提案している点にも特徴がある。

通則法をそのまま国立大学に適用することは、国立大学協会も自民党政務調査会の提言も文部大臣(当時)の説明も、不適切であるとしている。とすれば、通則法の特例法も考えられよ

うが、別個の特別法を構想してもよいであろう。大学の規模が小さい場合は、東京大学案のい
うように数大学一法人とし、同法人のための法律を制定することも考えられる。各大学での具
体的な提案、議論の展開が望まれる。

さて、本10号に執筆している大学院生は、2000年3月博士課程前期課程修了の虞偉蘭（中国
留学生）および横井里佳である。両人の論文は、それぞれの修士論文に若干手を加えたもので
ある。八尾坂修奈良教育大学教授の論文は、科学研究費補助金（研究代表者・榎達雄）による
「アメリカの教育改革における教員評価・教員資質向上の施策と成果に関する研究」の一環と
して、同教授に依頼した講演の内容を、論文にまとめてもらったものである。

（榎 達雄）